

まん延防止等重点措置における飲食店人数制限等に関する質問と回答

Q1 会食・飲食する際は、5人以上でできますか。

A1 5人以上で会食・飲食もできますが、同一テーブルには、4人まででお願いします。

ただし、介助や介護を要する場合は除きます。

(例) 20人の場合は、1テーブルあたり4人までとしてテーブルを分けてください。

なお、あいスタ認証店において、これまで推奨してきましたワクチン・検査パッケージ制度は、現時点、適用しておりません。

Q2 各テーブル間でお酌や交流をしても構いませんか。

A2 各テーブル間のお酌や交流は、行わないようお願いします。

Q3 20人の宴会の予約をすでに受けています。1テーブル4人にすると、部屋に入りきれません。1テーブル4人は、必ず守らないといけませんか。

A3 特措法24条第9項に基づく協力要請です。

介助や介護を要する場合を除き、同一テーブルには、4人まででお願いします。

また、併せて、飲食をする時だけマスクを外す「マスク会食」やお酌や交流を行わないなど、お客様への基本的な感染防止対策徹底の呼びかけをお願いします。

Q4 1テーブル4人以内を守らなかった場合、罰則はありますか。また、あいスタ認証店だが、守らなかった場合、認証が取り消されますか。

A4 特措法第24条第9項に基づく協力要請です。

罰則が科されることは、ありません。

あいスタ認証店については、ニューあいちスタンダード認証制度実施要綱第7条に基づき、1テーブル4人までを遵守してください。不遵守であることが確認された場合、認証を取り消すことがあります。

Q5 「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用登録店ですが、制度に沿ってワクチン接種歴等を確認し、1テーブル5人以上で会食してもらっても構いませんか。

A5 愛知県の「まん延防止等重点措置」では、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用しておりません。また、対象者全員検査も適用しておりませんので、「1テーブル4人まで」でお願いします。

(次項あり)

Q 6 時短や酒類提供禁止の要請に従わなかった場合、将来的に命令・過料の対象となりますか。

A 6 今回、飲食店にお願いしております営業時間の短縮や酒類提供禁止の要請は、特措法第31条の6第1項に基づく要請です。このため、命令・過料の対象となりますので、県としても見回りを行い、遵守状況の確認を行います。

Q 7 カラオケ店ですが、カラオケ設備は使用してもよいですか。

A 7 カラオケ設備は使用しても構いませんが、以下の区分に応じて、該当の内容について、御協力をお願いします。

区分			内容
飲食店営業許可を受けているカラオケ店	措置区域	あいスタ 認証店	〔法第31条の6第1項に基づく要請〕 期間を通して、以下の①、②のどちらかを選択 (当初の選択は変更できません) ① 営業時間：5時から20時まで (酒類の提供を行わないこと) ② 営業時間：5時から21時まで (酒類の提供は11時から20時まで) ・入場者の整理・誘導等の感染防止対策
		その他の店	〔法第31条の6第1項に基づく要請〕 ・営業時間：5時から20時まで (酒類の提供を行わないこと) ・入場者の整理・誘導等の感染防止対策
	措置区域以外	—	〔法第24条第9項に基づく協力要請〕 ・入場者の整理・誘導等の感染防止対策
飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	措置区域	—	〔法第31条の6第1項に基づく要請〕 ・入場者の整理・誘導等の感染防止対策
	措置区域以外	—	〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・入場者の整理・誘導等の感染防止対策

(以上)